

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月1日
【会社名】	株式会社JVCケンウッド
【英訳名】	JVCKENWOOD Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長執行役員 最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 最高財務責任者（CFO） 宮本 昌俊
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 最高財務責任者（CFO） 宮本 昌俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、幹部職員の上位層を対象とするインセンティブ・プランの一環として「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を2023年度より導入しています。

本制度に関して、株式会社りそな銀行と締結済みの信託契約を「本信託契約」、本信託契約に関して設定済みの信託を「本信託」という。

本制度の詳細は、2023年4月27日付「従業員向け株式給付信託の導入について」参照。

当社は、2026年5月1日開催の取締役会において、本制度に基づき、2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に関し、当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の給付の詳細を定めた従業員向け株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）を改定し、その内容を幹部職員に通知することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）銘柄

株式会社JVCケンウッド 普通株式

（2）発行数

850,000株

注1：発行数は、対象期間において、本制度に基づく業績達成度合いが最も高い場合（本信託から給付する株式数が最も多くなる場合）を想定した数としています。

注2：本信託では、本信託に残存する株式数を考慮し、上記発行数のうち850,000株を、本信託が当社の自己株式処分を第三者割当の方法により引き受けて取得することを予定しています。当該自己株式処分に係る具体的な募集事項は以下のとおりです。

処分株式の種類及び数：当社普通株式850,000株

処分価額：1株につき1,183円

処分期日：2026年5月18日

（3）発行価格及び資本組入額

（ ）発行価格 1株につき1,183円

注：発行価格は、東京証券取引所における当社の普通株式の取締役会決議日である2026年5月1日の前営業日終値としています。

（ ）資本組入額 該当事項はありません。

（4）発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ ）発行価額の総額 1,005,550,000円

（ ）資本組入額の総額 該当事項はありません。

（5）株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

（6）当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

株式会社JVCケンウッド 幹部職員 673名 850,000株（2026年5月1日時点）

（7）勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

（8）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

下記（10）のとおりです。

（9）当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

下記（10）のとおり、当該株券等は、株式会社りそな銀行を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者とする信託において他の株券等と分別して管理されます。

(10) 信託の受益権の内容

() 信託の受益権の内容

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、一定の受益者要件を満たした幹部職員に対し、当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、併せて「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

なお、幹部職員に対しては、死亡その他正当な理由による退任の場合及び当社により組織再編等が行われる場合を除き、株式給付規程の内容を幹部職員が知ることとなった日から、その直後に当社が金融商品取引法に基づき提出すべき半期報告書を提出するまでの間、当社株式等を給付することはありません。

<本制度の仕組み>

- ・付与されるポイント数：幹部職員に付与するポイントの数は、信託期間中、業績評価等に応じて、株式給付規程で定める基準に基づき決定されます。
- ・給付される当社株式等：株式給付規程で定める基準に基づき、付与されるポイント数に相当する当社株式等を給付します。
- ・給付条件：幹部職員が、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託を通じて、当社株式を給付します。ただし、株式給付規程の一定事由に該当する場合は、一部又は全部を当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

<本信託の概要>

名称	従業員向け株式給付信託
委託者	当社 株式会社りそな銀行
受託者	株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	幹部職員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	幹部職員から選定
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約締結日	2023年4月28日
変更契約日	2026年5月1日
信託の期間	2023年4月28日から本信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

() 信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額
850,000株

() 信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲
幹部職員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

(11) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以 上